

**CPRC Discussion Paper Series**  
**Competition Policy Research Center**  
**Japan Fair Trade Commission**

**参入障壁の法と経済学**

**荒井 弘毅**  
公正取引委員会競争政策研究センター

CPDP-46-J October 2009

1-1-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, TOKYO 100-8987 JAPAN

Phone:+81-3-3581-1848 Fax:+81-3-3581-1945

URL:<http://www.jftc.go.jp/cprc.html>

E-mail:[cprcsec@jftc.go.jp](mailto:cprcsec@jftc.go.jp)

## 参入障壁の法と経済学\*

荒井弘毅\*\*

### 要旨

本稿は、参入障壁(barriers to entry)に関して、日本、OECD 等での執行に当たっての議論、経済学における分析と米国最高裁での議論を取り上げ、その概念と活用手法を展望した。参入障壁という概念は、理論的なものというよりも、ある状況を描写するときの状態像の分類として使われやすい。同時に、ある事象の原因分類として、また経過分類、特徴的な状態を描写する用語としても用いられることがある。このため、参入障壁の議論では、その定義を理解して活用することが望ましい。

### Abstract

In this survey, we look at the meaning and practical use of the “barriers to entry” concept, including the discussion of competition policy at Japan and OECD, analysis in economics, and the judgments of the US Supreme Court. The concept of barriers to entry is easy to use as a classification of drawing a specific situation rather than as a theoretical definition. Other usage is to classify the causation, progress, or symptoms for a specific phenomenon. Therefore, it should be discussed and utilized with a full understanding of what “barriers to entry” really mean.

---

\* 本稿中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

\*\* 公正取引委員会事務総局経済調査室長，競争政策研究センター事務局長

# 参入障壁の法と経済学

荒井弘毅

## 概要

本稿は、参入障壁(barriers to entry)に関して、日本・OECDでの執行に当たっての議論、経済学における分析と米国最高裁での議論を取り上げ、その概念と活用手法を展望した。参入障壁という概念は、理論的なものというよりも、ある状況を描写するときの状態像の分類として使われやすい。同時に、ある事象の原因分類として、また経過分類、特徴的な状態を描写する用語としても用いられることがある。このため、参入障壁の議論では、その定義を理解して活用することが望ましい。

## 1. イントロダクション

2009年9月プロ野球球団のソフトバンクは、野球協約に定められている新参加球団からの25億円の預かり保証金について、見直しを求める協議を行うよう提案し、10月の実行委員会で本格的に話し合われる旨報道されている<sup>1</sup>。

2004年秋、プロ野球協会への新規加盟料が参入障壁となっていることが問題となった。この加盟料は、プロ野球経営にふさわしくない企業の参入を防ぐとともに、短期間の安易な球団転売などを防ぐことを目的として、1991年に、譲り受け球団が支払う30億円の参加料とともに野球協約に盛り込まれた。他方、近鉄のプロ野球事業撤退に当たって、この規定が新たに球団保有を望む企業の参入障壁となり得るものであるとの見方がなされた<sup>2</sup>。これに対しては、公正取引委員会事

務総局も国会で考え方を説明し<sup>3</sup>、また、事務総長も記者会見で言及した<sup>4</sup>。本稿は、こうした中で議論となった参入障壁(barriers to entry)に関して、経済学で用いられている様々な概念とその考え方の活用手法を展望するものである。結論的には、参入障壁という概念は、理論的なものというよりも、ある状況を描写するときの状態像の分類として使われやすい。同時に、ある事象の原因分類として、また経過分類、特徴的な状態を描写する用語としても用いられることがある。このため、参入障壁とは一定の定義であることを認識した上で、「競争の実質的制限」の判断基準を補完する定性的な要素として役立てていくことが重要と考えられる。

本稿の構成は以下のとおりである。2.で日本の法令・指針・裁判での準則上参入障壁がどのように捉えられてきたかを概観し、3.でOECD競争委員会での各国当局の議論の取りまとめを紹介し、4.で参入障壁の経済理論について2004年の米国経済学会での参入障壁を題材としたセッションでの議論に基づいて整理し、5.で参入障壁として考えられる幾つかの行為の経済分析を見る。また、6.米国判例法上の参入障壁の取扱いを見た後に、7.でこれらを整理して分析・検討を行う。8.は結論である。

## 2. 参入障壁の経済理論

参入障壁に関しては、2004年米国経済学会で「いつサンクコストが参入障壁となるのか？ 経済学と反トラスト分析における参入障壁」と題するセッションが開かれた。報告は論文の形として、McAfee, et al [2004]、Carlton [2004]及びSchmalensee [2004]となっており、今日の経済学における参入障壁の理解が取りまとめられている。

<sup>1</sup> 読売新聞平成21年9月8日ウェブサイト。  
<http://www.yomiuri.co.jp/sports/npb/news/20090908-OYT1T00004.htm> (同日確認)

<sup>2</sup> その後、協約が改定され、東北楽天ゴールデンイーグルスが参入することになった。

このとき、預かり保証金制度が、安易な球団譲渡や身売りを防ぐことなどを目的に導入された。

<sup>3</sup> 衆 文部科学委員会 平成16年08月04日

<sup>4</sup> 事務総長会見記録(平成16年9月1日)

## 2.1 これまでの定義

経済学において参入障壁は次のように定義されてきている (McAfee, et al., 2004)。

(表 1：参入障壁の一覧表)

定義 1	Bain, 1956; p3	参入障壁は、ある産業において潜在的な参入者である販売者より既存の販売者が有利な点である。新規企業によるその産業への参入を引き起こすことなしに、既存の販売者が自らの価格を永続的に競争的なレベルより引き上げることができる程度として反映される。
定義 2	Stigler, 1968; p67	参入障壁は、ある産業に既にある企業によっては負担されていないが、その産業に参入しようとする企業によっては負担されなければならない(産出物のある程度又はすべての割合での)生産に要する費用である
定義 3	Ferguson, 1974; p10	参入障壁は、既存企業が限界費用以上に価格を設定し、独占利潤を永続的に得られるようにする一方で、参入を利益が上がらないものにする要素である。
定義 4	Fisher, 1979; p23	参入障壁は、参入が社会的に利益となるときに、参入を妨げるものである。
定義 5	Weizsacker, 1980; p400	参入障壁は、ある産業に既にある企業によっては負担されていないが、その産業に参入しようとする企業が負担しなければならない生産に要する費用であって、社会的な観点から資源の配分をゆがめるものである。
定義 6	Gilbert, 1989; p478	参入障壁は、既存者であることから生じるレントである。
定義 7	Carlton and Perloff, 1994; p110	参入障壁は、市場において起業家が即座に新しい企業を作ることを妨げるものである。長期的な参入障壁は、既存者は負担しない(又は負担すべきでなかった)新規参入者によって必ず負担されことになる費用である。

それぞれを簡単に解説すると次のとおりとなる。

ベインの定義は、定義それ自身の中で定義の結論を作り出しているという欠陥がある。さらに、多くの既存事業者が存在するにしても、(政府規制等により)参入の可能性はなく、競争的な価格設定がなされている産業を考えることができるが、このような産業ではベインの定義によると参入障壁はないということになる。

スティグラの定義は、ベインのものよりも狭くなっている。ベインによると費用の中には障壁となるものがあるが、スティグラのものでは費用は障壁とはならない。しかし、すべてのスティグラの障壁はベインの定義を満たすものとなる。

ファーガソンの定義はベインの追随であるが、既存事業者が独占的利益を得ているという追加的な要件を求めている。限界費用以上の価格設定ができることは、既存の者が永続的に超過利潤を得るために十分なものではない。価格が平均費用を超えているときにだけ、既存者は超過利潤を得ることができる。既存競争者間で価格又は数量競争が行われうることから、たとえ価格が限界費用を超えたとしても、価格は平均費用を超えないかもしれないのである。

フィッシャーの定義は、ベイン及びファーガソンの追随である。実証的なものというよりもむしろ規範的なものである。フィッシャーによると、問題となって

いる障壁が存在している産業に参入するかどうかを決定するために、社会が参入者を望むときと、潜在的参入者が異なった計算をするときに、参入障壁は社会的な損害となる。

フォン・ワイツゼッカーの定義もまた規範的であり、スティグラの定義の追随である。彼は、厚生を減らすときにだけ、費用の違いは参入障壁となると議論する。彼の議論のポイントは、自由参入下での産業における企業数は社会的に最適な数よりも多くなるかもしれないことを挙げていることである。このとき、参入障壁は社会的に望ましい目的を提供することになる。

ギルバートの定義は、参入者の不利な点よりもむしろ既存事業者の有利な点に焦点を当てている。彼によると、参入障壁は、それが産業において存在している結果として企業が得られる追加的な利益のことである。ただし、この定義は、利潤は障壁ではないという疑問をすぐに発生させるものである。

カールトンとパーロフは二つの定義を提起した。いかなる必要資本でも参入障壁となること及び参入に時間を要するいかなる産業も参入障壁を有することを示して、前者は実際的に問題とすべきではないと議論した。「参入障壁」の用語は、しばしば、参入の費用及び参入に要する時間の両方に対して用いられてきたが、彼らの定義は時間の次元を明示的に含んだ定義の最初

のものである。

## 2.2 マッカーフィーらの分類

上記のとおり、これまでの経済学における参入障壁の概念は豊かであったが幾分混乱したものとなっていた。マッカーフィーらはこれらを批判して次のような参入障壁の新しい分類を提案している [McAfee, et al.; 2004]。

(表 2：定義 8,9)

定義 8	経済学的な参入障壁は、新規参入者により負担されなければならないが既存者は負担しなくても良いか負担してきていなかった費用である。
定義 9	反トラスト上の参入障壁は、参入を遅らせる費用であって、それによってより早い同等の費用の参入と比較して社会厚生を減じるものである。

すべての経済学的な参入障壁は反トラスト上の参入障壁である。しかしながら、多くの反トラスト上の障壁は、経済学上の障壁ではない。反トラスト上のものは、経済学上のものよりも広い範囲となる。自由参入が効率的な企業数を導くとき、仮に市場に反トラスト参入障壁がないならば、市場は効率的となる。他方、市場における反トラストの参入障壁は、障壁がないときと比較すると厚生を下げることでもあるとしている。

これに加えて、直接的障壁と補完的障壁との違いを分けることも有用としている。

(表 3：定義 10,11)

定義 10	主要な参入障壁は、それ自身に関する参入障壁を構成する費用である。
定義 11	補助的な参入障壁は、それ自身によって参入障壁を構成しないが、それがあるときに他の参入障壁が補強される費用である。

主要な障壁に含まれるものは、実質的な参入障壁を構成するかもしれない。補助的な障壁に含まれるものは、一般に、他の主要な障壁が存在しない限りそれ自身では参入障壁を構成しない。しかしながら、大きな補助的な障壁はお互いが結合し、補強しあって大きな主要な参入障壁を形作ることがある。

この分類に基づくと、規模の経済は、反トラスト上の参入障壁であるが、経済学上の参入障壁ではない。産業に効率的な規模の工場が少ししか存在できないために参入が阻害されるかもしれないというペインの考

えでは、既存の工場が置き換わるほどの期間ではない一般的に短期の現象である。さらに、産業の成長期においては、工場が少しだけしか存在できないという問題は明らかに一時的なものである。このため、規模の経済は、それが参入を遅らせ、それによって社会厚生を減じるときには、経済学的にはではなく、反トラスト上の参入障壁となる。ただし、規模の経済は、ブランド忠誠心という他の参入障壁の影響を補強することがあり、補助的な反トラスト上の参入障壁である。

また、必要資本は、資本市場の不完全性によって、間接的には参入を阻害することがある。さらに、しばしばリスクを誇張することによるその他の参入障壁を補強することがある。特にその実質的部分がサンクするときに障壁となる。この意味で、サンクコストと不確実性は補助的な反トラスト上の参入障壁であるが、お互いが結合して補強しあって主要な反トラスト上の参入障壁となると議論している。

ここでは2つの側面が重要であることが指摘できる。(1)参入のタイミングに関する参入障壁の効果及び(2)参入障壁の間の相互作用である。

## 2.3 カールトンの検討

カールトンは、参入障壁の概念は、経済学者の産業構造の理解への障壁となってきたおり、裁判所と規制当局が反トラスト事件又は規制手続においてその概念の活用を試みる際、誤った方向に繰り返し導いてきたと指摘している。そして、概念を混乱させることになったことには2つの主要な理由があるとしている。第一に、この概念の理論的な裏付けは、それ自身深刻な理論的問題があることが示されてきた構造 - 行動 - 成果の文脈から生じてきたものである。第二は、その混乱の大きな部分は、しばしば「参入障壁」の正確な帰結について不明確であったため生じてきたものであるとした。その上で、次のとおり説明している。

Stigler [1968]とDemsetz [1968]の業績は、参入障壁の意味を取り巻く混乱の大きな部分を解明した。しかしながら、産業組織論の多くの業績と同様に、その業績は動学、特に調整費用を無視していた。競争が有効に機能しているときでさえ、参入障壁としての調整費用についての混乱がしばしば見られる。

Bain [1956]は、競争がどのように生じるかを検討し、価格が競争的レベルに到達することを妨げるような産

業構造の外在的な要素を見いだそうとした功績がある。他方、ペインの参入障壁の分析の問題は、彼の定義(すなわち、長期的に価格を引き上げることになる参入の条件)ではなく、彼が参入障壁として挙げた規模の経済、大きな必要資本及び差別化された製品のような要素がそうした価格引上げをもたらすといったことを、筋の通った理論としてはっきり述べることに失敗したことである。ペインの分析は、企業数を決定し、産業の競争力を決定し、かつ、それによって、それぞれの企業の利潤率を決定するという「障壁」が経済にある場合があるといった見解に基づいている。この構造-行動-成果の世界の見解は、あまりに単純すぎた。企業数は、典型的には、採算性に基づく参入の決意によって決定される。しかし、与えられた企業数での採算性は、費用のように外在的な要素だけでなく、「競争の激しさ」又はゲーム理論の言葉でいうとプレイされる競争的なゲームによって決定される価格によっても決定される。参入障壁の定義の要素のリストにおいて「競争の活発さ」を含めない限り、企業数を「参入障壁」により決定されるものとして取り扱うという誤りを犯すことになる<sup>5</sup>。

「参入障壁」を取り巻く混乱は、しばしば、参入障壁がもたらす結論が不明確なものであるため、生じている。仮に、このような「障壁」があったならば、利潤率は高くなりすぎるのであろうか。そのような障壁の存在は社会的に望ましくなく、そのため、反トラスト法(又は法整備)を用いて問題を攻撃することが適当であろうか。ペインは最初の問いに対して主に答えようとしたが、大部分は二番目の問いに焦点を当てたものであった。

Stigler [1968] は、参入障壁を既存企業が新規参入者と比較したときに享受している費用の優位性として定

<sup>5</sup> Sutton [1991], [1998] は先駆的な業績で、競争がとても「活発」であるということは競争が活発でないものよりもより極端に集中的である場合があると描いている。競争の欠如の指標とはかけ離れたものであるような高集中は逆の指標ともなり得るのである。サットンのポイントは、一つの国においては(A国)クールノー競争によって描かれるが、別の国(B国)ではカルテルに自由参入できるカルテル化されたある産業を考える。参入に固定費用が必要である限り、B国の価格はA国の価格を上回るであろうが、A国の集中度はB国の集中度を上回るであろうということである。

サットンによると、ペインが産業の均衡を決定するものとして取り扱った幾つかの要因はそれ自身外在的なものではなく、投資により変化させられ得るものであるという議論である。

義することにより問題を明確に説明した。このような優位性によって、既存企業は、その費用よりも価格を永続的に引き上げることができ、それによって超過利潤を得ることができる。これは、仮に既存企業がその評判を獲得するために百万ドルを年に費やさなくてはならないとしたならば、新規参入者は同じだけのものを費やさない限り、既存企業の超過利潤を得ると期待する理由はない。スティグラーは、自らの議論において、動学又はサンクコストには注意を払わず、明らかに長期の定常状態に焦点を絞っている<sup>6</sup>。

参入障壁の通常の議論は、典型的に、長期に焦点を当てており、調整費用を無視している。短期においては、参入障壁の概念は意味がないものである(そこでは、仮定から、参入は不可能である)。ここに調整費用の考え方を導入するとする。この調整費用は、産業特性と一緒にあって、時間を通じた均衡の調整のスピードに影響を及ぼすであろう。

いったん動学をこの絵の中に取り込むと、革新的な企業が他社を凌駕する戦略的行動のすべてについて理解することができる。あらゆる成功した戦略的行動の源も、究極的には企業間の非対称性から考えることができる。ゲーム理論は、動学を考慮すると、サンクコストがあるときには、信用できるコミットがなされることを導けることを示した。ある企業が他の企業より前に市場に存在し、そのため他社より前に拘束的なコミットを行うことができることから、非対称性は生じうる。例えば、他社に先んじて大きな能力の工場を建設することは、大きな産出量を生産する信用できるコミットメントをなす方法である。そしてこの投資は、その企業をその投資によって有利にする<sup>7</sup>。

<sup>6</sup>これに関連して、Demsetz [1968] の古典的論文は、一企業だけが効率的であるような極端な規模の経済の事例のモデルを考えることによって、更に問題を明確にしている。参入者及び既存者が顧客に対して同等の条件となる限り、勝者が超過利潤を得ると期待する理由はない。デムゼッツの分析は、スティグラーのもののように、問いに対する答えの鍵として対照性を特定している。企業が超過利益を得ることができるかどうかを決定するのは何かというものである。デムゼッツの業績は、費用がかからないですべての企業が対照的な状況で参入及び退出するというコンテストバリティ [Baumol et al.; 1982]の基礎を提供した。

<sup>7</sup>カールトンは、動学に焦点を当てることによって、短期と長期の概念について支配的であった従前の考え方による検討とは異なったことが問題となり、そちらの方が興味深いとしている。価格は永続的に競争レベルと等しくなるかどうかだけではなく、価格が競争レベルに到達する前にどれだけ時間が掛かるかにつ

参入障壁は、しばしば反トラスト事件及び規制手続において問題とされてきた。その概念の使用についての問題は、参入障壁が長期に関連するものであるため、長期的な事柄は反トラスト又は規制手続とは関連してこないという可能性がある。反トラスト及び規制の事項は、数年以内の将来に起きるかもしれないことではなく、実際に今又は近い将来起こることである。幾つかの定義による「参入障壁」が存在しているかどうかに焦点を当てることよりもむしろ、分析者はどのように産業が次の数年で動くかについて説明すべきである。このことにより、分析者は動学と調整費用に注意を払うようになり、それらの重要性が認識されることになる(例えば、Posner [2001] 等参照)。

これらを踏まえて、カールトンは、司法省と連邦取引委員会の水水平併ガイドラインは、(例えば2年以内など)時間的な課題にかなったものであるなど合併の分析における参入の事項について良い説明をしていると評価している。

#### 2.4 シュマレンジーの議論

シュマレンジーは、参入障壁の定義は、米国の反トラスト上の意思決定においてどのように用いられるべきであろうかという問いから議論を始めている。その上で、米国反トラスト政策の基本的目的及び米国反トラスト意思決定における参入条件に果たす役割の分析を考慮している。彼は、米国反トラストは、経済厚生全体ではなく、消費者余剰に関心を有しており、この目的の選択は、(例えば、反トラスト政策の目的の達成への貢献のために新規参入者が市場に参入する能力の制約の条件等)「反トラスト参入障壁」の適切な定義と評価への重要なインプリケーションを有しているとして、次のとおり説明している。

---

いて問うことができる。すなわち、価格を10%引き上げる結果となる合併に対応して、その価格引上げは2年間又は5年間の間参入によりどれだけ浸食されることになるかということである。仮に、既存企業が流通業者と5年間の排他的契約を結んでおり、各年ごとに20%が満了していくのであるとしたら、3年契約の時と比較すると、どれだけ価格が需要の増加に反応して調整されるのに時間が掛かるであろうか。参入のオプション価値は不確実性にどの程度影響するであろうか。私は、これらは答えるべきより一層面白い問いであり、(例えば、ある企業が長期に過剰利益を得るためには、どのような条件が必要かといった)参入障壁の定義におけるペイン又はスティグラーによって暗黙のうちに提示されたものよりも実際に重要なものであるというものである。

反トラストの文献においては、参入障壁については二つの定義が並立している。Bain [1965]での、参入の条件は「長期的には、既存企業が潜在的参入者をその産業に参入させるよう誘引することなしに、生産及び流通の最小平均費用から販売価格を引き上げることができる程度<sup>8</sup>」及びStigler [1968]での、「ある産業に参入しようとする企業により負担されなければならないが、すでにその産業にある企業によっては負担されない……生産の費用」とする定義である。

この数十年、反トラスト政策は一般的に人為的な競争の制限に反対する「消費者厚生」を最大化することを目指すべきである主張する法学者は増えてきた。この見解は、反トラストの中核的分野である両当局及び裁判所における支配的な意思決定となっている(有用な議論として、Bork; 1978, Areeda and Kaplow; 1997, Hovenkamp; 1999 及び Posner ; 2001 参照)。「消費者厚生」は、一般的には、消費者余剰と同等のものとして解釈されている[Hovenkamp; 1999]。

米国反トラスト政策策定者が選択している目的であることから、シュマレンジーは消費者厚生の目的を受け入れて議論を進めている<sup>9</sup>。この選択の観点からは、その他の目的に関する参入障壁の有用な定義を考えることは困難である(このため、反トラストに有用ではあるような、総厚生の考慮に基づいた Fisher [1979], Demsetz [1982]及び Weizsacker [1980]の定義は取り上げない)。

価格又はその他のカルテル行為のような反トラスト事件において、参入の条件は分析に全く役割を有していない。その他の大部分の事案では、参入障壁は、市場支配力の分析において検討される。例えば DOJ/FTC [2000]「競争者間の協調ガイドライン」は、実質的な参入障壁が見いだされた場合には、新規参入者が参入

---

<sup>8</sup> Tirole [1988] は、ペインの定義を適用した教科書の執筆者である。

<sup>9</sup> 他方、対照的に、経済学者は常に総厚生(消費者余剰と生産者利潤を加えたもの)を、部分均衡の目的関数と考えているとしている。例えば、Williamson [1968] は、小さな合併で誘発される費用削減は市場支配力の増加での総厚生のマイナスの効果を上回ることがあることを著名な論文で示している。その代わりに、DOJ/FTCの水水平併ガイドライン [1997] は、明らかに、費用削減の分析に消費者余剰の基準を適用している。そこでの中心的な問いは、次のように提示されている。「認識できる効率性は、例えば市場における価格の上昇を防ぐことによるような、関連市場での消費者を潜在的に害することの反対のこととして十分なものかどうか」である。

する可能性がほとんどないため、疑わしい慣行は提訴されるおそれ強いとしている。同様に、独占の事例では、参入障壁が見いだされた場合には、一般的に、高い市場シェアは実質的に市場支配力を有すると推測されることとなる。米国反トラストの最も進んだ分野として、水平合併規制面では、執行当局は、参入が「市場参加者にとって合併前のレベルを超えて価格引上げを維持して利益を上げ続けることができないように容易に」行われるかどうかを問うことになる [DOJ/FTC; 1997]。

これらの設定において、どのようなことが実際の又は潜在的な競争の強さを減少させないようにする潜在的参入者の能力なのであろうか。鍵となる問いは常に量的なものである。例えば、反トラスト上の参入障壁の高さを測定することは、合併分析において有用なものであり、市場支配力を行使する合併した企業による試みを妨害することが期待することができる参入の程度と関連するものである。ベインの定義は、(どのように答えるべきかを語ってはいないが)この問いを直接提示したものであるが、スティグラーの定義はそうではない。このため、Hovenkamp [1999]で、「反トラスト分析は主として参入障壁の定義に関してはスティグラーの定義よりもベインのものを用いてきた」と記していることは驚きではない。

これらの定義は、次のとおり両方とも長期的な枠組のものである。しかしながら、政策策定者は、参入がどれだけの速さでなされると競争を促進することができるかを考えてきている(DOJ/FTC, 1997 の第3章が重要である)。Carlton [2004] の議論(4.3節の議論)は、スティグラーの定義は簡単には動学を組み入れて一般化することはできないことを示している。ベインの定義を一般化する一つの方法は、(典型的には、合併によって利益を上げることができる最も小さい製品/地理的な統合であるとして)市場においてすべての製品についての仮想的な合併者を考えることである。反トラスト上の参入障壁とは、(参入を遅らせることによる)一時的な又は永続的な合併後の価格を上昇させる要素として定義される。動学を考慮すると、関連する理論はほとんどなく、かつ、参入を遅らせる要素についての体系的な実証分析は存在しないように見える。

これらの前提の上で、市場の需要が与えられ、クールノー競争に基づく単純なモデルを展開した上で、サ

ンクコストと規模の経済に関して、消費者厚生という目的の下で参入障壁の果たす役割を検討すると、その自然な指標はサンクコストとなり、潜在的参入者の規模の経済の重要性を捉えるものとなる。この意味でスティグラーの定義は、合併後の価格切下げを促す参入の能力の分析においては有用な役割を果たしていない。有用となるものは、ベインの定義と幅広く首尾一貫している。DOJ/FTC [1997] 水平合併ガイドライン及びDOJ/FTC [2000] 競争者間の協調ガイドラインにおいても同じ手法で規模の経済が考えられており、米国反トラストの主流となっている。規模の経済は、消費者余剰を引き上げて新しい競争を阻むことができるサンクコストと同様に考えられており、そのため反トラスト参入障壁の潜在的な源と考えられている<sup>10</sup>。

これらの分析では、既存企業の規模の又は絶対的な効率性がないとき、競争のために参入者が必要とするものを参入障壁として取り扱ってきた。古典的な事例としては、Learned Hand 判事の Alcoa への「既に大きな組織を率いている新しい能力、経験上の優位性の保持、取引上の関係及び人的優越性」を排他性と呼んでいる(U.S. v. Aluminum Company of America, 148 F. 2d 416, 431 [2d Cir. 1945])。(マイクロソフトにおける「参入障壁の適用」の事実審での議論も参照 84. F. Supp. 2d 9 [D.D.C. 1999])

## 2.5 分析

これらマッカーフィー、カールトン及びシュマレンジーの主張を比較して検討してみると、参入障壁の定義といった技術的な問題のように見えるものであっても、未だにシカゴ学派的な考え方のカールトンとハーバード学派的なシュマレンジーといった対立がある様

<sup>10</sup> サンクコストの多くの議論(例えば、Hovenkamp, 1999; Carlton and Perloff, 2000)は、その存在は参入者にリスクを与えることによって参入を阻害するかもしれないものであるとしている。しかしながら、非常に単純な例で、規模の経済なしに、サンクコストが参入を阻害するかもしれないとしても、それらは反トラスト参入障壁を引き上げるものとなるわけではないということが示されている(Dixit and Pindyck [1994]では、需要の不確実性を用いたより精緻な動学モデルで同様のインプリケーションが得られている。)

また、単純な事例により、たとえ規模の経済が重要でなくても、サンクコストは期待利潤を低めることにより参入の意欲を阻害するかもしれないが、競争がそれによって制限されることがないときには反トラスト上の参入障壁が作られることはないことを示している。

子が垣間見られて極めて興味深い。そういった、対立関係はおいても、現実的な、そして分析的な意味での参入障壁の議論は、マッカーフィーらが述べたとおり多面的な見方があって、それぞれに価値判断が必要となる局面があるものとなっている。彼らの提起している反トラスト上の参入障壁と経済学上の参入障壁の区分及び主要な障壁と補助的な障壁の区分など、状態像の分類としての面とその経過分類、特徴症状を描写するために有効な用語となっていよう。さらに、シュマレンジーも述べているが、参入を遅らせる要素に関して実証分析を行い、少しずつ体系的な議論をしていくことが求められている。

### 3. 参入障壁として機能する行為等

このほかに様々な行為のインプリケーションを参入障壁と見ることができる。Aghion and Bolton [1982]では、契約論の枠組を用いて、違約金が参入障壁として機能することを示した。この論文は産業組織論・競争政策に大きな影響を与えた重要な論文である。例えば、参入費用が必要であるならば、排他的取引契約により参入企業が排除される可能性があるとするもの(Rasmusen et al. (1991), Segal and Whinston (2000)), 排他的取引契約が上流市場の企業と下流市場の企業間で結ばれるならば、下流市場の状態に依存して、排他的取引契約により参入企業が排除される可能性があるとするもの(Fumagalli and Motta (2006), Simpson and Wickelgren (2007), Abito and Wright (2008), Wright (2008)), 上流市場と下流市場の両方に参入がある場合、追加的な補償をしなくても排他的取引契約に同意し、参入企業が排除される可能性があるとするもの(Comanor and Rey (2000))等、様々な派生的研究がなされている(これらについては、松八重(2009)で詳細に議論されている)。

アギオンとボルトンのモデルを簡単に紹介すると、基本的枠組としては、市場に、1名の供給者が1単位を1名の購入者に供給するものであり、この市場には潜在的参入者が存在しているとする。既存供給者の単位当たりの費用を  $c$  とし、参入者の費用を  $c_e$  とすると、これらが  $[0, 1]$  に均一に分布しているとする。そして、いったん参入が生じ、既存業者と購入者間に契約が何もなかったときには、供給者間ではベルトラン競争が行われ、価格は、 $\max\{c, c_e\}$  となる(仮に参入者の費用

$c_e$  が  $c$  より高いときには、既存業者は  $c_e$  までは価格競争を行い、 $c_e$  よりほんの少しだけ価格を下げて需要を確保することになる。また、 $c_e$  が  $c$  より低いときには、参入者が  $c$  よりほんの少しだけ価格を下げて需要を確保することになる。) このときは、 $c_e < c$  のときに参入が生じる。その確率は  $c$  になる。ここに、最初の時点で既存業者が購入者と契約交渉をすることができ、次の時点でその条件の下で参入がなされるかどうかが決まるものとする。ここで既存業者は、 $P$  を供給者の提示価格、 $P_0$  を購入者が新規参入者に乗り換えたときの損害賠償(実質的には新規参入者が立て替えることになる)とした契約  $(P, P_0)$  を提示するとする。

これを数値例で見ると、今、1名の供給者が1名の購入者(留保価格:  $P=1$ )に供給しているが、この市場には潜在的参入者が存在するとして、今、既存供給者の費用が例えば  $3/4$  であるとする。また、潜在的参入者の費用は  $c_e$  とし、これが  $[0, 1]$  に均一に分布しているとする。このとき、購入者の留保利得は潜在的参入者の費用が  $3/4$  以下である確率は  $3/4$  で、そのときには価格は  $3/4$  になり、それ以外のときには潜在的参入者は参入せず価格は  $1$  が付けられることになる。これを購入者側から見ると  $3/4$  の確率で留保価格より  $1/4$  だけ低い価格が付くため、予測される期待利得は  $3/16$  になる。

ここで、最初の時点で、既存供給者が契約  $(13/16, 7/16)$  を提示するとする。すなわち、参入者がなくても  $13/16$  の価格で販売され、参入が起こって、乗り換えがあるときには、 $7/16$  だけの損害賠償を既存供給者は入手するとする。

このとき、既存供給者の利得は、  
 契約提示前:  $1/16$       提示後:  $13/64$     ( $9/64$  上昇)

$$\left(\frac{13}{16} - \frac{3}{4}\right) \left\{ 1 - \left(\frac{13}{16} - \frac{7}{16}\right) \right\} + \frac{7}{16} \left(\frac{13}{16} - \frac{7}{16}\right) = \frac{13}{64}$$

無参入時の利得    参入する確率                      参入時の利得    参入する確率

また、購入者の利得は、  
 契約提示前:  $3/16$       提示後:  $21/64$     ( $9/64$  上昇)

$$\left(1 - \frac{13}{16}\right) \left\{ 1 - \left(\frac{13}{16} - \frac{7}{16}\right) \right\} + \left(1 - \frac{7}{16}\right) \left(\frac{13}{16} - \frac{7}{16}\right) = \frac{21}{64}$$

無参入時の利得    参入しない確率                      参入時の利得    参入する確率

となる。しかしながら、ここで注意が必要なのは、こ

の市場に参入できるのは、7/16の損害賠償を払っても生産して利益を得られる、特に効率的な参入者だけとなることである( $c_c < 13/16 - 7/16 = 3/8$ )。これは、社会的に見ると、一定の効率的企業( $3/8 < c_c < 3/4$ )を排除しているという損失が生じていることになるのである。したがって、排他的取引契約が、参入障壁として機能し、その結果厚生が悪化していることが示されている。

また、Farrell [1986] では、モラル・ハザードが参入障壁として機能する場合があることを指摘している。経験財<sup>11</sup>の産業では、既存業者よりも消費者にとってより良い取引を提供することにより正の利潤を得ようとする新規参入者は、より大きな利潤を得るために低い品質の商品を供給することで消費者を騙すかもしれない。消費者がこの可能性を予見していたら、新規参入者からの購入は手控えることになる。その結果、経験財の品質を販売者が選択するとき生じるモラル・ハザードが参入障壁として働くことになるというものである。また、参入の大きさが品質のインセンティブに影響するかもしれないが、規模の経済等がない場合にはその効果が生じないことになることを示している。

Carr and Mathewson [1988] では、無限責任が参入障壁として機能するとしている。弁護士等の専門職のサービスや銀行などで政府等が企業に無限責任のルールを定めていることがあるが、この無限責任は資本の費用を上昇させ、小規模企業を非効率なものとする事になり、参入障壁として機能する場合があることを指摘している。

Nalebuff [2004] では、寡占的な環境では抱き合わせが参入障壁となるとしている。2財に市場支配力を有する企業は、両財を抱き合わせることによって、どちらか一方の財の競争者が参入することを難しくすることができることを示している。これによって抱き合わせは独占企業による差別価格の効果的なやり方であるだけでなく参入阻止のために用いられることもあるとするものである。

## 4. 日本の法令・指針等での参入障壁

### 4.1 日本での法と執行

独占禁止法上、「参入障壁」は法令上には明示されて

<sup>11</sup> 消費者が購入する前に商品の品質等を知ることができない種類の財。Tirole (1988)等参照。

いない。

参入の問題は、法運用の指針の中では、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針(平成16年5月31日 公正取引委員会)」、「企業結合指針」において、「第4 水平型企业結合による競争の実質的制限」の中の「2 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素」の「(3) 参入」及び「3 協調的行動による競争の実質的制限についての判断要素」の「(3) 輸入、参入及び隣接市場からの競争圧力等」で取り扱われている(また、その記載振りは、直前の「2(2) 輸入」の項目と同種のものとなっている。)。そこでは、制度上の参入障壁の程度、実態面での参入障壁の程度、参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度及び参入可能性の程度として幅広く考慮すべき点を挙げており、  
～ のような参入に係る状況をすべて検討の上、参入が一定の期間(おおむね2年以内)に行われ、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することを妨げる要因となり得るか否かについて考慮するとされている。

また、参入障壁に関する判審決上の取扱い例としては、(株)東芝及び日本電気(株)に対する件(平成10年(判)第28号、平成15年6月27日)にて、「郵政省発注に係る区分機類は、被審人2社の複占市場であり、製品開発には高度な技術と相当な期間の研究・実験を要するため参入障壁が高く、直ちに他の者が参入する見込みはなかった。」とするくだりがある。また、デジコン電子(株)による損害賠償等請求事件(平成5年(ワ)第7544号、平成9年4月9日)では、「原告と取引をした場合には被告組合員の部品を供給しない旨を告げて原告製品の取引中止を要請したことにより、原告が自由に市場に参入することが著しく困難になったことが認められる。」として、参入の困難性への言及がある。

さらに、(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントほか3名に対する件(平成17年(判)第11号、平成20年7月24日)では、審査官が、レーベルモバイルにおいて着うた提供事業を開始するに当たって検討された三つの文言(「5社は、レーベルモバイル運営委員会を通じて、着うた提供事業を「レコード会社にしか出来ないビジネス」で、かつ、「価格競争の起こらない安定したビジネス」にするために、「参入障壁を築き、競合他社が参入する余地を排除」すると

いう文言を繰り返し検討することにより確認していたとする主張の一つに参入障壁が取り上げられている。ただし、審判官の判断では、この三つの文言だけではなく、その点を含め、運営会議等で検討された事項及び状況等を総合して、共通の意図を有し、他の着うた提供業者の参入を困難にするとともに、着うた提供事業における優位性を維持したいとの共通の認識を有していたものと認めるべきであり、これらを総合して、利用許諾を拒絶することについての意思の連絡を認定するのが相当であると判断されている。

#### 4.2 「参入障壁」の使われ方

このほかにも幾つか「参入」という用語を用いたものは見られるが、「参入障壁」として取り上げられ、議論されているものは多くない。これらにおいては、参入が困難な技術・時間・供給元の条件が参入障壁と考えられていることが窺える。

企業結合指針での参入障壁は、企業結合の独占禁止法上の評価を行う上での検討事項を挙げるものであり、状態像の提示だけにとどまらず、例えば、法制度上の参入規制の存在だけでなくその維持の可能性を検討するなど原因分類・経過分類まで含めたものとなっており、単なるペイン、スティグラーの概念上の論争を超えた、概念として用いられている。他方、その使用においては、マッカーフィーらの経済学的用語が反トラスト上の用語であるか、あるいは主要なものか補助的なものかという使い分けは維持していない。また、カールトンの指摘する動学の要素に関しては、輸入・参入について「おおむね2年以内を目安」とすることを明示している点で意識しており(注8)、シュマレンジーの挙げる消費者厚生・価格引上げに対しては、特に「当事会社グループが商品の価格を引き上げた場合の参入の可能性の程度を評価する必要がある」と留意していると考えられる。

判審決上の取扱いにおいては、状態像、中でも特徴的な状態を表す用語として用いられており、動学あるいは消費者厚生に配慮しているわけではなく、ペイン的な概念に基づいて使われてきている。これは、一定の過去の事案の評価を行う際に必要なものであるが、今後、更なる事案と議論に応じて、その深化が図られていくことになるであろう。

## 5 . OECD における議論

2005年10月にOECD競争委員会で、ラウンドテーブルで参入障壁に関して議論がなされている(OECD, 2005)。議論のために、OECDの事務局による分析に加え、日本のほか20の国・地域とBIAC(The Business and Industry Advisory Committee)が書面による貢献を提出している。

その議論の概要は以下の7点にまとめられている。

第1に、参入障壁の概念は多くの国・地域の競争法と政策において重要であるものの、何が参入障壁を構成するのかに関する質問に対してのユニバーサルな統一見解は得られていない。

第2に、参入障壁の正確な定義が必要かどうかに関する意見の一致は見られなかった。多くの執行当局は参入障壁の固定的な定義は必要としていないとした一方、幾つかの当局ではそうしたものに価値があるとするところもあった。

第3に、参入障壁は、競争と消費者厚生に影響することから、企業が市場に参入することを永遠に妨害するようなものだけとするべきではない。新規企業の参入を単に遅らせるだけで十分とすべきである。したがって、参入の条件は常に静学的な見地よりむしろ動学的な見地から分析すべきものである。

第4に、参入の分析は、参入障壁が存在しているかどうか及び参入が考えられる限り起こりえるかどうかといった問いを超えるものである。典型的には、参入が生じるかどうか、仮に生じたならば、参入は十分早くなされるかどうか、そして、生じうる参入は、事案の中心である反競争的な問題を解決するために実質的に十分であるかどうかとも問われるものである。

第5に、参入障壁を構成する条件は、「構造的」又は「戦略的」なものかもしれない。構造的な障壁は、既存企業により採られる戦略的な行動というよりは、費用や需要といった産業の基本的な条件として扱われるものである。対照的に、戦略的な障壁は、参入阻止の目的のため、既存企業により作られるものである。

第6に、過去の参入の証拠又はそれが無いことは、市場における参入の条件を評価するのに役立つものとなる。ただし、こうした証拠は常に、それ自身だけで決定的なものとなるとは考えられない。

第7に、幾つかの競争当局は、政府規制によって不

必要に作られた参入障壁を目的として、競争に関する規制の効果を研究した報告の公表、より制約のない代替選択肢の提示、適切な変化の衝動といった措置を執ってきた。

この OECD での議論では、各国法制度での考え方の説明に加え、日本からはパチンコ私的独占事件での事業者団体に触れるなど各国による執行の経験が議論された。そこでは、考え方においてはカールトン及びシユマレンジーの議論も踏まえた対応がなされている紹介が多かったものの、具体的事例になるとそこまでの議論は多くない状況であった(OECD (2005), pp. 285-299 参照)。

## 6. 米国判例法での議論

### 6.1 連邦最高裁での議論

米国は制定法とともに判例法が重要とされ、そこでの議論が反トラスト法においてもしばしば重要な参照すべきものとされている。そこで、参入障壁( barriers to entry )に関する連邦最高裁の判例を検索し、そこでの議論を概観する。barriers to entry という用語は、FTC v. Consolidated Foods, 380 U.S. 592 [1965] におけるスチュワート判事の同意意見以来、計 36 件使用されている(2009年8月27日現在)。ただし、この中では、反トラスト法の文脈ではないところで、インターネットのコミュニケーションは参入障壁が低いなどといった使われ方もしているものも含まれている。このほか、政府規制を挙げ、そこでは参入障壁があり、その下で市場背景を背景として説明しているものも見受けられる(Twombly 事件 [2007]<sup>12</sup>等)。

こうしたものを除いて反トラスト法の文脈での用いられ方は主として次の2種類に分けることができ、(1)抱き合わせ事件において、抱き合わせ行為は抱き合わされる商品(従たる商品)の参入障壁を高めることになるといったもの及び(2)合併事件における市場への参入の障壁となるといったものである。前者は Fortner 事件[1969]<sup>13</sup>以来、Jefferson Parish Hospital 事件[1984]<sup>14</sup>、Eastman Kodak v. Image Tech. Services 事件[1992]<sup>15</sup>で使われてきており、後者は、FTC v. Procter & Gamble 事件

[1967]<sup>16</sup>以来、U.S. v. Phillipsburg National Bank 事件 [1970]<sup>17</sup>、Ford Motor v. U. S. 事件[1972]<sup>18</sup>などで用いられてきた。

### 6.2 抱き合わせ事件での議論

この類型での参入障壁という用語の使われ方は、基本的にフォートナー事件での用いられ方が、その後のジェファーンソン・パリッシュ事件、コダック対イメージテクニカ事件で継承されている。フォートナー事件は、US スチールの住宅金融子会社が低利融資を行い、それに高額なプレハブ住宅を抱き合わせて販売したのに対して、住宅金融専門の会社が抱き合わせ販売となるとしてシャーマン法1条及び2条違反として提訴したものである。地裁及び控訴裁は、US スチール側のサマリージャッジメントを採用して被告側勝訴の判決を下したが、最高裁はこれを覆して事実審を行うべきと判断した。

その中で、参入障壁は最後から2つ目の段落で検討されている。そこでは、抱き合わせ行為は、Northern Pacific 事件で検討されたとおり、抱き合わされる商品の競争をゆがめるものであると指摘したものに加えて、そうした行為は抱き合わされる商品の市場への参入障壁を高めるものとなると述べている。それは、新規参入者は、抱き合わされる商品を製造することができなければならないだけでなく、抱き合わせ契約の下での大きな競争者が提供する金融商品と比較して十分競合できるだけの金融の商品を用意しなければならないためであるとしている。すなわち、例えば規模の経済等で大きな企業が有利な金融商品を提供できることは全く合法的であるが、別の種類の事業で、競争者より効率的でない製品に対して市場支配力を行使すべきでないとしている。

この考え方がジェファーンソン・パリッシュ事件でも引用されて、抱き合わせ行為は、抱き合わされる商品における新規参入者への参入障壁を形成することになると、また、コダック対イメージテクニカ事件でも引用されて、抱き合わせ行為は、潜在的競争者に対して二つの市場に同時に参入することを要求することになり参入障壁を形成するとされている。

<sup>12</sup> Bell Atlantic Corp. et al. v. Twombly et al. 550 U.S. [2007]

<sup>13</sup> Fortner Enterprises v. U.S. Steel, 394 U.S. 495 [1969]

<sup>14</sup> Jefferson Parish Hospital Dist. No. 2 v. Hyde, 466 U.S. 2 [1984]

<sup>15</sup> Eastman Kodak Co. v. Image Tech. SVCS., 504 U.S. 451 [1992]

<sup>16</sup> FTC v. Procter & Gamble Co., 386 U.S. 568 [1967]

<sup>17</sup> U.S. v. Phillipsburg Nat. Bank, 399 U.S. 350 [1970]

<sup>18</sup> Ford Motor Co. v. United States, 405 U.S. 562 [1972]

### 6.3 合併事件での議論

FTC 対プロクター・&ギャンブル(P&G)事件は、P&G による家庭用漂白液の企業クロロックス・ケミカルの合併に対する FTC の異議に関するものであって、競争当局の合併審査に関する判例の極めて初期の一つであり、その中では、例えば、いかなる水平・垂直・混合合併であってもクレイトン法の審査を受けるとする判示もなされていたりする。この中で、本件合併(家庭用漂白液市場第一位の企業を家庭石けん・洗剤等の巨大企業の P&G が合併するもの)は、新規参入者に対して P&G の巨大さに直面させることになって参入障壁を引き上げる可能性があることが、本件合併を認めない理由の 4 つのうちの 1 つとして指摘されている。

その後も合併事件の判決の中では、フォード事件の中では、事業統合でアフターマーケットでの地位を築くことは参入障壁となり、いったん築かれたその地歩は永続的に続くものとなるとして用いられている。

### 6.4 経済学への示唆

こうした米国判例法での議論は、経済学とも関連したものとしてなされてきている。抱き合わせ事件での議論では、反トラストでの参入障壁として取り上げられており、経済学における参入障壁とは同じでないことを考慮している。投資へのフリーライド論(抱き合わせをする者の販売促進投資にただ乗りされることを防ぐために抱き合わせが行われるとする議論)を否定して、参入は負担された投資の部分に依拠しているわけではないとしてベイン的な潜在的参入者の重要性に加えて、スティグラーの概念上の参入障壁も考えている。

合併事件での議論では、ベイン的な考え方が見られ、スティグラー的な考え方は取られていない。また動学的な考え方も言及されていないが、これは関連する事件がいずれも 1970 年代初めまでの古いものであるからかもしれない。

## 7. EU インテル事件における検討

### 7.1 インテル事件における検討状況

欧州における検討事例として、大きな制裁金の額が報道され話題となった、インテル事件の決定の中で参入障壁「3.3 Barriers to expansion and entry」に触れており、

そこでの参入障壁の考え方を見る<sup>19</sup>。

2009 年 5 月 13 日、欧州委員会は、インテル社に対して、EC 条約 82 条及び EEA 協定 54 条に違反して、x86CPU 市場から競争者を閉鎖する目的で戦略を実施してきたと決定し、10.6 億 EUR の制裁金を課す旨発表した<sup>20</sup>。

その中で、参入障壁は、3.3 で触れられ、(852)~(882)パラグラフで、(i)能力上の制約と結び付いたサンクする投資の性質と規模及び(ii)特定のブランドを通じた実質的な製品差別化の 2 点から説明している。

前者の観点からは、潜在的な参入者は実質的な知的財産の障壁に直面するとともに、初期の研究開発及び製品製造に実質的な投資費用がかかるとしている。いったんこの投資がなされたならば、平均的な費用削減を最大化するために大きな能力の活用を達成することが必要になり、既に市場にある効率的な製造業者と競争することになるとしている。このため、研究開発・製造工場設立の実質的なサンクコスト及び最小効率規模を意味する実質的な規模の経済から、市場に参入障壁があると結論付けている。

後者の観点からは、インテルの強力なブランドと製品差別化は追加的な市場支配力につながっているとしている。

### 7.2 経済学への示唆

前者の、知的財産の障壁、初期の研究開発費用、製造費用は、いずれもベイン的な考え方に基づくものである。それらを乗り越えた後に、実際に現存する競争相手との競争が待ちかまえているとするところは、カールトンの言及した動学的視点が、現実を踏まえて検討されている。後者のブランドを検討しているところでは、大きなマーケティング費用と広告により消費者にブランドを浸透させている結果、OEM 側に必要在庫とされることになっているものは、やはりベイン的な考え方である。他方、これは単独で乗り越え困難な参入障壁を形成するものとして用いられているのではないことから、(明示的ではないが)マッカーフィーらの補完的な意味から用いられている面もあると考えられる(前者・後者とも経済学的な参入障壁ではなく、反

<sup>19</sup> COMP/C-3/37.990-Intel, 13.5.2009

<sup>20</sup> 注 19 及び Summary of Commission Decision, <[http://ec.europa.eu/competition/sectors/ICT/intel\\_ssummar\\_decision\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/competition/sectors/ICT/intel_ssummar_decision_en.pdf)>.参照

トラスト上の参入障壁として用いられている。)。さらに、これらが sank した投資となり、大きな固定費用になっていることを挙げて、それが参入障壁を作り、市場支配力を作り出し、高い利益率につながり、それは財務データで示せると結論付けていることから、ベイン的思考方が底流となっていることが指摘できる。

## 8. 結論

こうした「参入障壁」の議論・分析の独占禁止法における活手法としては、次のことが考えられる。参入障壁という概念は、理論的なものというよりも、ある状況を描写するときの状態像の分類として使われやすい。同時に、ある事象の原因分類として、また経過分類、特徴的な状態を描写する用語としても用いられることがある。このため、参入障壁として議論を進めるときには、その定義とともに使われる文脈を理解しておくことが望ましい。それは、経済学的に見れば、ベイン型（潜在的競争者より既存者が有利となっているもの）及びスティグラー型（既存者による費用上の優位性）とあるが、反トラストないし独占禁止法の観点からは、通常の意味で参入のしにくさという使われ方であればベイン型が一般的であろう。これは、経済学的には様々な見方はあるが実際の法執行の観点からは妥当と考えられる。しかしながら、タイムスパン（長期か短期か）、動学的観点（調整費用が常に必要）といったことは法執行の議論の際に留意しておく必要があることはいうまでもない。

実際の独占禁止法の議論の中では、「競争の実質的制限」に関する考慮要素として、参入が自由にそして常に現実的に行われていけば、競争が実質的に制限される状況にはないという説明になるものであり、従来の「競争自体が減少して、特定の事業者または事業者集団が、その維持で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他拡販の条件を左右することによって、市場を支配することができる形態が現れているか、または少なくとも現れようとする程度に至っている状態をいう<sup>21</sup>」とされていた定性的な判断基準を、より精緻にしていく一つのポイントとなるものである。具体的には、例えば、何らかの定量的な判断基準に基づいて一定の取引分野を見た後に、実際にその市場に参入し得

る潜在的競争者に、参入に当たっての留意点を調査するなどして、参入が現実的か、それとも何らかの障壁があるかをまとめて、「一定の取引分野」「競争の実質的制限」の判断の一要素としていくことが考えられる。そして、こうした検討事例を積み重ねていくことが、また、そうした事例を分析していくことが、今後の参入障壁の議論を深めていくものとなるであろう<sup>22</sup>。

本稿は、参入障壁について、日本・OECDでの議論、経済学での検討状況、米国での使用例から、独占禁止法・競争政策上の意義を検討した。結果としては、参入障壁の議論は、一定の定義であることを認識した上で、「競争の実質的制限」の判断基準を補完する定性的なポイントとして役立てていくことが重要であると考えられる。

今後、更に事例を精査した上で、参入障壁に関しても、時間・費用・厚生的一面から競争の実質的制限に関する定量的な判断基準として構築していくこともできよう。一定の取引分野に関する定量的判断基準とともに、競争の実質的制限に関する判断基準も更に研究を深めていく必要がある。

## 謝意

本稿作成に当たって、関西経済法研究会での、杉浦市郎、松岡憲司、川濱昇各氏のコメントが参考となった。ここに記して感謝の意を表したい。また、馬場文、石原敬子各氏からは有益なコメントを頂いた。感謝したい。また、競争政策研究センター小田切宏之所長からの有意義なコメントのほか、岡村薫、松八重泰輔各氏のコメントが参考となった。ここに記して感謝の意を表したい。

## 参考文献

- 松八重 泰輔「排他的取引契約の理論的進展」[2009] CPDP41-J.  
<http://www.jftc.go.jp/cprc/DP/CPDP-41-J.pdf>  
Abito, Jose Miguel, and Wright, Julian, [2008] “Exclusive dealing with imperfect downstream competition,” International Journal of Industrial Organization, Vol. 26, No. 1, pp. 227-246.

<sup>22</sup> 例えば、三井石油化学工業㈱と三井東圧化学㈱との合併（平成9年7月合併届出受理、10月合併）の事例に見られるような詳細な潜在的競争品の検討はその一つの先例と言えよう。

<sup>21</sup> 東宝・スバル事件（東京高裁判決、昭和26・9・19）

- Aghion, Philippe and Bolton, Patrick, [1987] "Contracts as a Barrier to Entry," *American Economic Review* Vol. 77, No. 3, pp. 388-401.
- Areeda, Phillip and Kaplow, Louis, [1997] *Antitrust Analysis*, 5th Ed. Boston, MA: Little, Brown.
- Bain, Joe S. [1956], *Barriers to New Competition*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Baumol, William, Panzar, John, and Willig, Robert, [1982] *Contestable Markets and the Theory of Industrial Structure*, New York: Harcourt, Brace, Jovanovich.
- Bork, Robert H. [1978] *The Antitrust Paradox*, New York: Basic Books.
- Carlton, Dennis and Perloff, Jeffrey, [1994] *Modern Industrial Organization*, New York: HarperCollins College Publishers.
- Carlton, Dennis W., [2004] "Why Barriers to Entry Are Barriers to Understanding," *American Economic Review*, Vol. 94, No. 2, pp. 466-470.
- Carr, Jack L., and Mathewson, G. Frank, [1988] "Unlimited Liability as a Barrier to Entry," *Journal of Political Economy*, Vol. 96, No. 4, pp. 766-784.
- Comanor, William and Ray, Patrick, [2000] "Vertical Restraints and the Market Power of Large Distributors," *Review of Industrial Organization*, Vol. 17, No. 2, pp. 135-153.
- Demsetz, Harold, [1968] "Why Regulate Utilities," *Journal of Law and Economics*, Vol. 11, No. 1, pp. 55-65.
- Demsetz, Harold, [1982] "Barriers to Entry," *American Economic Review*, Vol. 72, No. 1, pp. 47-57.
- Dixit, Avinash K. and Pindyck, Robert S. [1994] *Investment under Uncertainty*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Farrell, Joseph, [1986] "Moral Hazard as an Entry Barrier," *Rand Journal of Economics*, Vol. 17, No. 3, pp. 440-449.
- Ferguson, James M. [1974] *Advertising and competition: Theory, Measurement, Fact.* Cambridge, MA: Ballinger.
- Fisher, Franklin M. [1979] "Diagnosing Monopoly," *Quarterly Review of Economics and Business*, Vol. 19, No.2, pp. 7-33.
- Fumagalli, Chiara and Motta, Massimo, [2006] "Exclusive Dealing and Entry, when Buyers Compete," *American Economic Review*, Vol. 96, No. 3, pp. 785-795.
- Gilbert, Richard, [1989] "Mobility Barriers and the Value of Incumbency," in R. Schmalensee and R. D. Willig, eds., *Handbook of Industrial Organization*, Amsterdam: North-Holland, pp. 475-535.
- Hovenkamp, Herbert, [1999] *Federal Antitrust Policy*, 2nd Ed. St. Paul, MN: West.
- Mankiw, N. Gregory and Whinston, Michael D. [1986] "Free Entry and Social Inefficiency," *Rand Journal of Economics*, Vol. 17, No. 1, pp. 48-58.
- McAfee, R. Preston, Mialon, Hugo M., and Williams, Michael A., [2004] "What Is a Barrier to Entry?" *American Economic Review*, Vol. 94, No. 2, pp. 461-465.
- de Meza, David and Selvaggi, Mariano, [2007] "Exclusive contracts foster relationship-specific investment," *Rand Journal of Economics*, Vol. 38, No. 1, pp. 85-97.
- Nalebuff, Barry, [2004] "Bundling as an Entry Barrier," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 119, No. 1, pp. 159-187.
- OECD, [2005] *Barriers to Entry, Policy Roundtables, Competition Law & Policy*, OECD.
- Posner, Richard, [2001] *Antitrust law: An Economic Perspective*, Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Rasmusen, Eric B., Ramseyer, J. Mark and Wiley, John S. Jr., [1991] "Naked Exclusion," *American Economic Review*, Vol. 81, No. 5, pp. 1137-45.
- Schmalensee, Richard, [1976] "Is More Competition Necessarily Good?" *Industrial Organization Review*, Vol. 4, No. 2, pp. 120-21.
- Schmalensee, Richard, [2004] "Sunk Costs and Antitrust Barriers to Entry," *American Economic Review*, Vol. 94, No. 2, pp. 471-477.
- Segal, Ilya R. and Whinston, Michael D., [2000] "Naked Exclusion: Comment," *American Economic Review*, Vol. 90, No. 1, pp. 296-309.
- Simpson, John, and Wickelgren, Abraham L., [2007] "Naked Exclusion, Efficient Breach, and Downstream Competition," *American Economic Review*, Vol. 97, No. 4, pp. 1305-1320.
- Stigler, George J. [1968] *The Organization of Industry*, Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Sutton, John, [1991] *Technology and Market Structure*, Cambridge, MA: MIT Press.
- Sutton, John, [1998] *Sunk Costs and Market Structure*, Cambridge, MA: MIT Press.
- Tirole, Jean, [1988] *The Theory of Industrial Organization*, Cambridge, MA: MIT Press.
- U.S. Department of Justice and Federal Trade Commission, [1997] *Horizontal Merger Guidelines*, Washington, DC: U.S. Department of Justice.
- U.S. Department of Justice and Federal Trade Commission, [2000] *Antitrust Guidelines for Collaborations among Competitors*, Washington, DC: U.S. Federal Trade Commission.
- von Weizsacker, C. C. [1980] "A Welfare Analysis of Barriers to Entry," *Bell Journal of Economics*, Vol. 11, No. 2, pp. 399-420.
- Wallace, Donald H. [1936] "Monopolistic Competition and Public Policy," *American Economic Review*, Vol. 26, No. 1, pp. 77-87.
- Williamson, Oliver E. [1968] "Economies as an Antitrust Defense: The Welfare Tradeoffs," *American Economic Review*, Vol. 58, No. 1, pp. 18-36.
- Wright, Julian, [2008] "Naked exclusion and the anticompetitive accommodation of entry," *Economics Letters*, Vol. 98, No. 1, pp. 107-112, January.